



発行 新潟県
号外 1
 令和6年4月24日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第2回（ジョブ型採用枠））の実施（人事委員会事務局総務課）

人事委員会公告

令和6年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第2回（ジョブ型採用枠））の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用・第2回（ジョブ型採用枠））を行う。

令和6年4月24日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等

(1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和6年4月30日現在）

試験職種	採用予定人員	求める経験と受験資格
一般行政 (ICT)	合計10人程度	ICT企業や企業のシステム関連部門等において、ITシステム開発・運用管理、ITシステムの品質管理、DX推進事業者に対するDX推進に向けたツールの提供に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (経営・財務)		次のいずれかに該当する人 ●金融機関や企業の財務部門等において、財務諸表を通じた財務分析、財務諸表の作成、会計監査、債権管理・回収、資金運用等に関する職務経験を3年以上有する人 ●公認会計士、税理士、中小企業診断士等、民間企業の経理に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (広報・プロモーション)		次のいずれかに該当する人 ●広告代理店等において広報、パブリシティ、メディア対応等に関する職務経験を3年以上有する人 ●民間企業の広報部門等において、広報、パブリシティ、販売戦略等に関する職務経験を3年以上有する人
一般行政 (営業・企画)		民間企業等において次の職務経験を通算して3年以上有する人 【観光】インバウンド旅行商品造成等の観光に関する営業・企画分野での業務経験 【交通】旅行会社（オンライン事業者含む。）、交通事業者等での交通に関する営業・企画分野での業務経験 【流通】商社等での勤務経験や、国外との商取引、マーケティング、プロモーション等の流通に関する営業・企画分野での業務経験 【医療】医療コンサルタント、医療機器、医薬品メーカー等での医療に関する営業・企画分野での業務勤務経験
行政実務経験		国や地方公共団体（県内市町村、一部事務組合及び広域連合除く。）における正規職員としての職務経験を3年以上有する人

林業	3人程度	建設会社、設計コンサル、林業事業者等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理又は森林管理、林業経営等に関する職務経験を3年以上有する人
農業	5人程度	農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を3年以上有する人
建築	2人程度	建築（建築設備含む。）関係の設計・施工監理等に関する職務経験を3年以上有する人のうち、次のいずれかに該当する人 ●学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、建築に関する専門課程を専攻し卒業若しくは修了した人 ●一級建築士又は二級建築士の資格を有する人
環境	1人程度	工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を3年以上有する人

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ 林業及び農業については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

<ジョブ型採用枠の職務経験について>

民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当する。

ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して就業していたものに限る。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかひとつの職歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間は職務経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても職務経験に含む。

※育児休業を取得した期間は職務経験から除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 第1次試験

(1) 方法

事前に提出された職務等経歴及び自己PRにより、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 提出期限及び提出方法

提出期限：令和6年6月3日（月）

提出方法：電子申請システムにより受験申込に併せて直接入力

(3) 合格者の発表

令和6年7月11日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載する。併せて、2次試験（面接試験）の日時も掲載する。

3 第2次試験

(1) 方法

個別面接試験及び適性検査を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和6年8月3日（土）及び8月4日（日）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

令和6年8月22日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

4 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

5 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、基準を満たさない場合、不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	記述試験	100点	40点以上
第2次試験	面接試験	130点	70点以上

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。

(3) 採用は原則として令和7年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

8 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）により申し込むこと。（インターネットを利用できない者は、5月23日（木）午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。）

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から行うことができる。

電子申請は、令和6年4月24日（水）から6月3日（月）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。